

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月
② 昭和58年5月から同年11月まで

私は、勤務先を退職した昭和57年8月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際発行された年金手帳は紛失して、現在は再発行された青色の手帳を所持している。

結婚した昭和58年5月ごろ、私は夫と一緒に市役所で住民票等の手続とともに国民年金の任意加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が市役所で納付したが、保険料額や納付方法は記憶に無い。その当時、サラリーマンの夫に扶養されている妻は任意加入だということを知っていたが、1か月でも欠けると将来年金が受給できなくなるのではと不安だったため、保険料を未納にしたことは無い。

申立期間①の国民年金保険料が未納にされていること、及び申立期間②が未加入の上、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 結婚した昭和58年5月ごろ、転居後の市役所で国民年金に係る姓や住所の変更手続を行ったとしている申立人の主張については、申立人の国民年金の納付記録が同年8月ごろに転居前に住んでいた市から転居後の市に移管されていることが確認でき、申立人は結婚直後に国民年金に係る諸手続を適切に行っていたことがうかがえることから、不自然さは見当たらない。

また、結婚した昭和58年5月以降、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金への加入は任意となるが、申立期間①であ

る同年4月までは国民年金の加入資格は強制のままであり、国民年金保険料を納付する義務があることから、前述のように申立人は結婚、転居に伴う諸手続を適切に行っていること、及び申立人が結婚直後の諸手続を行った時点から同年12月に任意加入手続を行うまでの間では、現年度納付が可能であったことを踏まえると、申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間①は1か月と短期間である上、申立人は、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続等を適切に行っていることがうかがえ、年金に対する意識が高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和58年5月ごろ、結婚時の諸手続と併せて国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳に記載された国民年金被保険者資格を見ると、申立人は、同年5月*日で厚生年金保険に加入中の夫との結婚により強制加入被保険者の資格をいったん喪失し、その後、同年12月6日に国民年金への任意加入手続を行い、被保険者の資格を取得していることが確認でき、これらの日付は、オンライン記録とも一致することから、申立期間②については、申立人は国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

また、国民年金の制度上、任意加入被保険者については、申出日前にさかのぼって被保険者資格を取得することや、国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人は、未加入期間となる申立期間②の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4047

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私が20歳になったときに、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、平成11年3月に大学を卒業するまで、母親が私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、平成11年3月に大学を卒業するまで、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が20歳に到達した8年*月から申立期間直前の11年2月までの保険料は、すべて納付済みとされており、1か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人から提出された申立人の父親の平成11年の所得税年末調整明細表の社会保険料控除額欄には、その父親の分の社会保険料額に、申立人の同年1月から同年3月までの国民年金保険料額を加えた額以上の額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の母親は、「申立期間当時、夫から、納付書が1枚残っているので早く納めた方が良いと言われ、自宅近くの金融機関又は郵便局で納付した。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月まで

私が、妻と結婚して同居を始めた昭和 62 年 10 月ごろ、妻が区役所で住所変更の手続を行った際、私が国民年金に加入していないことを知ったため、私の国民年金の加入手続を行った。

その際、妻は区役所の職員から、私の国民年金保険料は、20 歳の時までさかのぼって納付ができると教えてもらったので、私の過去の未納分の保険料を、納付書に現金を添えて、農協などの金融機関で数回に分けて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、その妻が申立人の過去の未納分の保険料を、数回に分けて納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 62 年 10 月と推認でき、その時点において、申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であったことに加え、その妻が、申立人の保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ 19 か月と比較的短期間であり、申立人及び申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間後の保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、昭和45年4月に区役所の出張所で転入手続を行った際に、担当窓口の職員から国民年金への加入を勧められたことから加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に国民年金手帳と納付書が自宅に送付されてきたことから、その納付書により同出張所で納付しており、同年10月に会社に就職してからも、お昼休みや土曜日の午前中に同出張所に出向き同様に納付していた。47年4月以降の保険料については、昭和47年度の納付書が送付されてきた際に、厚生年金保険にも加入していることもあり、保険料を納付しなければ自然に国民年金の被保険者資格を喪失すると思い納付しなかった。

申立期間が未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に区役所の出張所で転入手続を行った際に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、56年6月に払い出されている申立人の国民年金手帳記号番号とは別に、申立人のものと思われる手帳記号番号が存在しており、その手帳記号番号は、申立人の旧姓と同姓同名の被保険者のもので、生年月日及び申立期間当時の住所が申立人と一致していることから、申立人の手帳記号番号であるものと推認できる上、同記号番号は、その前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、45年5月から同年7月までの期間に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人には、前述したとおり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、その際に申立人が取得した被保険者資格は、昭和 45 年 12 月に喪失しているものの、申立人の国民年金受付処理簿には、当該資格を喪失したことについて社会保険事務所（当時）に進達していない旨の記載が確認できることから、申立人は同年同月以降も当該資格が継続しており、国民年金保険料の納付書が発行されていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社に就職してからも、土曜日の午前中に会社の近隣の区役所の出張所で納付していたと主張しているところ、同出張所は申立人が勤務していた会社の近隣に存在していたことが確認できる上、当時、同出張所は土曜日にも窓口業務を行っており、保険料を現年度納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していた弟は、「当時、姉（申立人）が、土曜日を利用して区役所の出張所に行き、国民年金保険料を納付していると話していたことを憶えている。」旨証言している。

その上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

神奈川国民年金 事案 4050

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 61 年 2 月まで

私は、将来年金を受け取るとを考慮して、昭和 53 年 11 月に市役所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で 2 か月ごとに納付していたはずである。当時、経済的に保険料を納付できない理由はなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で 2 か月分ずつ納付したと主張しているところ、申立期間当時、保険料を納付していたとする金融機関は実在し、納付書により保険料を納付することが可能であった上、申立人が居住していた地域では、2 か月単位で保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であり、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から申立期間の国民年金保険料を納付する資力を十分有していたものと推認できる上、その夫は、「妻は、国民年金に自ら進んで加入し、途中で納付を止める理由が無い。」旨証言している。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間の直前まで国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4051

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、区の広報誌で国民年金制度が始まることを知り、私と元夫の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た集金人から印紙を購入し、夫婦二人分の保険料を納付した。私は、60 歳到達時まで、1 か月の漏れもなく納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区の広報誌で国民年金制度が始まることを知り、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度施行準備期間中の昭和 35 年 10 月ごろに連番で払い出されており、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の 12 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た集金人から印紙を購入し、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区の広報誌には、「昭和 36 年 4 月から区役所の係員がご案内を兼ね、印紙を持って検認にお伺いします。」との記載があることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、申立人の保険料の納付意欲及び国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年9月までの期間、8年5月、同年8月及び9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年9月まで
② 平成8年5月
③ 平成8年8月
④ 平成9年5月

私は、平成4年ごろ、将来のことを考えて市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、加入手続後に私の父親から借りた約15万円を金融機関又は郵便局でさかのぼってまとめて納付したことを記憶している。申立期間②、③及び④については、当時、口座振替により保険料を納付していたが、残高不足で引き落とされなかったことから、市役所から催告状と一緒に納付書が送られてきたため、同納付書により金融機関又は郵便局でそれぞれの保険料を納付した。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により金融機関又は郵便局で納付したと主張しているところ、当時、申立人が保険料を納付したとする金融機関及び郵便局は実在し、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、国民年金の加入手続後に父親からお金を借りて金融機関又は郵便局でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月に払い出されていることが確認できることから、同期間の保

保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は実際に納付した場合に必要な金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の父親は、「娘（申立人）が国民年金に加入した後、国民年金保険料を納付するためにまとまったお金があると相談されて、娘にお金を渡したことを記憶している。」旨証言している。

- 2 申立人は、申立期間②、③及び④の国民年金保険料について、当時、口座振替により保険料を納付していたが、残高不足により保険料が引き落とされなかったため、市役所から催告状と一緒に送付されてきた納付書により納付したと主張しているところ、申立人が居住していた地域の市役所では、保険料の口座振替ができなかった被保険者に対して催告状及び納付書を送付していたことが確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立期間②、③及び④について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立期間②、③及び④は、それぞれ1か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることから、途中の同期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年7月まで

私は、昭和60年1月に会社を退職したことにより、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、金融機関で納付していた。61年4月から大学に通い始めてからも、引き続き保険料を納付していたが、しばらくして保険料の納付を続けることが困難になったので、同年8月に市役所で国民年金の資格喪失手続を行った。その際、保険料の未納があるという説明はされなかったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時存在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から同年7月までの期間について、申立人は、国民年金に任意加入しているにもかかわらず、加入直後の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回にわたって適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4054

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年は大学生で収入がなかったため、両親が私の将来のためにと、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、母親から、母親が当時勤務していた金融機関の窓口で、納付書により納付していたと聞いていた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたと主張しているところ、その母親が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の父親が所持する平成元年から3年までの確定申告書に記載されている社会保険料控除額欄には、申立人の国民年金保険料が含まれていることが推認でき、その父親も、「当時、家族の保険料を確定申告書に計上していた。」と証言している上、申立期間当時の申立人の父親の標準報酬月額から、申立人の保険料を納付するだけの資力は十分にあったと考えられる。

さらに、申立人の父親は、当時勤務先において人事・労務関連業務の責任者であり、退社する社員に対して国民年金の加入を勧めていたと述べている上、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、夫が会社を辞めて自営業を始めた昭和 40 年 5 月ごろ、私が、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、夫が会社勤めを始めた 43 年 4 月に、国民年金をやめる手続を行った。

申立期間②については、昭和 49 年 7 月に再度国民年金の加入手続を行い、私が金融機関で 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、夫が会社を辞めて自営業を始めた昭和 40 年 5 月ごろ、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫が会社勤めを始めた 43 年 4 月に国民年金の資格喪失手続を行うまで、国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張については、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳では、同年同月に国民年金の資格を喪失していることが確認でき、申立人が資格喪失の手続を行っていないながら、喪失直前の保険料をわずか 1 か月分のみ納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②について、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しているほか、当該期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の経済状況に特段の変化は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入期間において、

国民年金保険料をすべて納付しており、60 歳以降も任意加入し、付加保険料も併せて納付するなど保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4056

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 11 月、国民年金に加入した後、それ以降はずっと国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の 1 年間だけ保険料を納付しなかった記憶もなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間を除き、任意加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間以降も、数回にわたり、住所を変更しているが、その都度適切に変更手続を行い、保険料を滞ることなく納付していることが確認できるため、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じ、申立人の夫の仕事に変更はなく、その夫の標準報酬月額は上位で推移しており、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力はあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4057

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私は、昭和51年10月に国民年金の加入手続きを行い、納付書や口座振替で国民年金保険料を納付していた。54年2月に転居した後も、最初は郵便局で納付書にて保険料を納付していたと思う。

私は、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間及び平成13年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、申立人の申立期間前に居住していた市で管理されていた国民年金被保険者カード及び申立人の所持する年金手帳から、申立人が、住所変更の手続きを適切に行っていることが確認できるなど、国民年金に対する関心は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付しており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、収入は安定しており、生活状況に変化は見られないことから、2か月と短期間である途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで

私が20歳になった昭和48年*月ごろ、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。その後、結婚を契機にその父親より国民年金手帳を受け取り、結婚後も保険料の納付を続けるように強く勧められた。

私は結婚後、転出した先の住所地の区役所で住所変更、氏名変更及び任意加入の手続きも行った。申立期間の国民年金保険料は、結婚後、転出した先の住所地で、申立期間以外の保険料と併せて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入中の国民年金保険料をすべて納付しており、結婚後も国民年金に任意加入し保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立期間の国民年金保険料を結婚後、転出した先の住所地で、申立期間以外の保険料と併せて集金人に納付したとする申立人の主張については、申立人の所持する国民年金手帳及び転居前の国民年金被保険者名簿で、申立人が転居手続きを適切に行っていることが確認できるほか、当時、現年度保険料として転出先の住所地で保険料を納付することができたことから、申立内容に特段不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、6か月と短期間である途中の当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月、同年 5 月、同年 9 月から 39 年 4 月までの期間、40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私の母親は、国民年金制度が創設されたときに、自分たち夫婦、私の弟及び私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、当時、婦人会の活動で保険料の集金を行っていた母親が、家族の分と一緒に婦人会を通じて納付していた。申立期間②の保険料については、私が区役所から送付された納付書により金融機関で納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の制度ができたときに、その両親及び弟と一緒に国民年金に加入し、当時、婦人会の活動で国民年金保険料の集金を行っていた母親が、家族の分と一緒に婦人会を通じて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月 23 日にその両親及び弟と連番で払い出されていることが確認できる上、当時、申立人が居住していた地域では、婦人会による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人と同時期に国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親及び弟は、加入直後の申立期間①の保険料が納付済みであることから、加入手続を行いながら申立人だけ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②について、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、納付書制度が実施されていることが確認できる上、納付書により金融機関で保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、当該期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、自ら国民年金の加入手続を行った昭和40年4月以後の国民年金保険料については、当該期間を除き、すべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和36年6月から同年8月までの期間及び39年5月から同年12月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間及び共済組合員期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 46 年 1 月まで

私は、昭和 45 年 6 月に会社を退職し、実家に戻った際に、父親が町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が家族全員分を町役場で納付するか、又は定期的に訪問してくる集金人に納付していたはずである。

申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して実家へ戻った昭和 45 年 6 月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を町役場又は集金人に納付していたと主張しているところ、保険料を納付していたとする町役場は当時存在し、申立人が居住していた町では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は、納付済みであった昭和 44 年 7 月から 56 年 7 月までの期間のうち、国民年金の強制加入資格である期間の保険料が誤って還付され、オンライン記録上未納とされているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の父親は、同居していた申立人の弟及び妹の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していることから、申立人のみ加入手続及び保険料納付を行わなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立人の父親に係る特殊台帳では、国民年金保険料はすべて納付している上、付加保険料を納付していた期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 8 か月と短期間であ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4061 (事案 1348 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月まで

私が 20 歳を迎えた昭和 38 年*月ごろ、父親が自宅に来た区の職員に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。国民年金加入手続き以降の保険料は母親の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

以上の当初の申立てに対する貴委員会の判断後、私は、私が 21 歳か 22 歳のころに、父親が集金人を通じて私の国民年金の加入手続きを行ったこと、及びその当時、私の国民年金保険料を 20 歳までさかのぼってまとめて父親が納付した話を両親から聞いていたことを思い出したことから、今回、再申立てを行うので、納付記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 38 年*月ごろに申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張していたが、その父親は既に他界しており、国民年金の加入手続きや保険料の納付状況が不明であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は職権適用により 40 年 5 月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立内容とは相違が見られることなどの理由により、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、今回の再申立てにおいて、申立人は、申立人が 21 歳か 22 歳のころに、申立人の父親が集金人を通じて申立人の国民年

金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を 20 歳までさかのぼってまとめて納付した話を両親から聞いていたことを思い出したと主張しているところ、この情報は当初の申立てでは当委員会に述べられなかった新たな主張であることから、この主張を含めて当委員会において改めて調査・審議を行った。その結果は、以下のとおりである。

申立期間当時、申立人とその両親が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を 20 歳までさかのぼってまとめて納付した話を両親から聞いていたとする申立内容には特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「年金は将来の生活に大切であると考えていたので、娘（申立人）の 20 歳からの国民年金保険料を納付していた。」旨証言しており、その母親は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をほとんど納付しているとともに、申立期間は 1 回、かつ 23 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4062

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、昭和39年4月に国民年金に加入し、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付してきたが、今回、社会保険事務所(当時)から、申立期間の保険料が時効消滅により還付され、未納となっているとの回答を受けた。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所から還付の通知を受けたことも無いし、還付金を受領した記憶も無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳では、申立期間の国民年金保険料が時効消滅により還付された記録があるものの、還付決議日が昭和56年5月6日及び同年同月10日と短期間内に2回行われている上、申立人の名前が訂正された形跡が認められるなど、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の夫は、「妻(申立人)が国民年金保険料の還付を請求した記憶はなく、金融機関で還付金を受領したことも無い。そのようなことがあれば必ず夫婦間で話題となり、社会保険事務所へ説明を聞きに行ったはずである。」と証言している。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、納付したと考えられる昭和56年5月6日の時点では既に時効消滅のため納付ができないことから還付の対象となるが、これにより還付された事実は認められず、当該時点から既に30年以上が経過しており、保険料相当額が長期間国庫歳入金として取り扱われていたものと考えられることなどを踏まえると、申立人の国民年金に対する受

給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4063

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

私が、昭和 62 年 9 月に会社を退職してからしばらくして、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、退職してから未納となっていた分も含めて納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月に会社を退職してからしばらくして、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、退職してから未納となっていた分も含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、納付済みとされている申立期間直後の昭和 63 年 4 月以降の保険料額よりも安価であることから、その母親が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、当時申立人の保険料を納付するだけの十分な資力があったものと推認できる上、その母親は、「私が、娘（申立人）の国民年金の加入手続を行い、娘が会社を退職してから未納となっていた保険料をすべて納付した。」旨証言しているとともに、申立期間は 1 回、かつ 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、62年8月、同年9月、同年11月及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和58年4月から59年12月まで
③ 昭和62年6月から63年3月まで

私は、友人から国民年金への加入を勧められたので、昭和50年9月に国民年金に任意加入し、52年5月からは付加年金にも加入した。

国民年金保険料は、昭和60年9月に夫が会社を退職するまでは、夫名義の銀行口座から口座振替で納付していたが、申立期間①当時居住していた市へ転居した直後には、市役所の窓口で納付した記憶もある。

夫の退職後は、夫名義の銀行口座又は私名義の銀行口座のどちらかは記憶が定かではないが、口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②について、定額保険料及び付加保険料が未納とされ、申立期間③について、定額保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、その前後の期間の定額保険料及び付加保険料は納付済みとされている上、申立人は、申立期間①に近接する昭和54年10月に転居し、転居直後に市役所で国民年金保険料を納付していたと主張していることから、申立人が、3か月と短期間である申立期間①の定額保険料及び付加保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立期間③について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を

口座振替により納付したと主張しているが、申立人が居住する区において、申立人の保険料が口座振替により収納されるようになったのは、申立期間③後の平成5年1月からであることが、被保険者名簿により確認できること、及び申立期間③前後の期間の保険料は納付済みとされていることから、当該期間の保険料は口座振替以外の方法で納付されたものと推認でき、申立期間③のうち昭和62年8月、同年9月、同年11月及び63年1月から同年3月までの期間の申立人の夫の保険料は納付済みとされていることから、申立人についても当該期間の保険料が納付されたものとするのが合理的である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、申立期間②の定額保険料及び付加保険料は、その夫の銀行口座から口座振替により納付したと主張しているが、申立期間②直前の昭和57年度の国民年金保険料は前納され、申立期間②直後の昭和60年1月から61年3月までの保険料は過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間②の定額保険料及び付加保険料が口座振替により納付されていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②より前の昭和57年6月に転居しているが、国民年金の住所変更手続は、62年4月に行われたことが、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立人は、その時点で納付することが可能であった申立期間②直後の60年1月から61年3月までの国民年金保険料を納付したと考えるのが合理的である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、62年8月、同年9月、同年11月及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和56年7月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月21日から同年7月11日まで

私は、昭和53年3月21日にA社に入社し、正社員として勤務し、退職する56年7月10日まで継続して勤務していた。ところが、「ねんきん定期便」を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年6月21日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録である入社退職台帳及び申立人の保有する昭和56年7月分の給与明細書により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和56年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）におけるA社の資格喪失日が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和56年6月21日を資

格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年12月7日から26年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月7日から26年7月1日まで
② 昭和27年9月1日から28年11月1日まで

私は、昭和24年4月から32年5月までの8年余り、途中で辞めることなく、A事業所に勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のB事務所における被保険者資格喪失日は昭和24年12月7日となっており、当該期間における被保険者記録が無い。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、B事務所における厚生年金保険被保険者資格を昭和26年7月1日に喪失していることが確認できる。

また、当時の同僚は、「私は、C事業所（労務管理はB事務所）を退職後すぐにE氏からA事業所を紹介され昭和24年12月から勤務したが、申立人は既にF職として勤務していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所

に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB事務所における昭和24年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、当該期間も引き続きA事業所に勤務していたと述べているが、オンライン記録により同事業所の労務管理を行っているB事務所は昭和27年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、D事業所（A事業所からD事業所へ名称変更）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同事業所は、昭和27年7月1日に健康保険のみに加入する任意包括適用事業所となった後、28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、オンライン記録により、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年4月6日から同年5月1日までの期間について、事業主は、申立人が24年4月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年4月6日から同年5月1日まで
② 昭和27年7月16日から33年8月ごろまで

私は中学校卒業後、昭和24年4月にA社に就職したが、同社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。

また、昭和24年5月から33年夏ごろまで勤務していたB事業所の27年7月16日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、同事業所に継続して勤務していた。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、A社において昭和24年4月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失している記録が確認できる。

また、申立人は、中学校卒業後、A社に就職し、技術を習得したことを見込まれ、同社がB事業所の下請をしていた関係から、同事業所に就職するきっかけとなったと供述しており、当該供述は申立人の同事業所における被保険者記録とも符合しており、信憑性^{びよう}も認められることから、申立

人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、申立人が昭和24年4月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録により、7,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和27年7月16日から33年8月ごろまでB事業所に勤務していたと主張しているが、申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人と同職種の同僚で、当該期間も被保険者記録のある31名のうち、連絡の取れた4名は、「申立人について覚えていない。」と回答している。

さらに、B事業所に照会を行ったところ、「当時の資料を保管していない。」との回答であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

加えて、申立人は退職日についての記憶もあいまいである上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和22年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を750円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月25日から同年11月1日まで

私は、昭和22年7月25日にA社に入社し、翌日から同社所有の船舶Bに乗船した。24年3月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の船員保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録により、申立人が昭和22年7月25日から同社所有の船舶Bに乗船していたことが確認できる。

また、A社は、「申立人の船員保険に係る資料は残っていないが、ほかの船員の記録を見ると、人事記録に乗船日と書かれている日から船員保険に加入させていたことが確認できる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年11月の社会保険事務所（当時）の記録から750円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの船員保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月10日から57年2月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を56年7月10日に、同資格の喪失日に係る記録を57年2月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、56年7月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から57年1月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月10日から57年2月10日まで

私は、昭和56年4月10日から57年2月9日まで、B社又はC社の経営するA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時のC社の経営するA事業所の業務内容に関する申立人の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は正社員として勤務しており、正社員は希望の有無にかかわらず厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA事業所の男性従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者原票上の男性の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、男性従業員のほぼすべての者が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

なお、複数の同僚は、「正社員として入社した者でも、3か月間の見習期間があったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月 10 日から 57 年 2 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和 56 年 7 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 57 年 1 月までは 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 7 月から 57 年 1 月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を34年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32年10月から33年9月までは9,000円、同年10月から34年1月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から34年2月1日まで

私は、昭和32年10月にA社に入社し、34年1月末日まで勤めていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの申立人の勤務期間に関する回答、申立人の同僚の証言及び申立人の申立期間当時の状況等についての詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、同僚2名は、申立人は正社員であったと証言している。

さらに、申立人が同じ業務に従事していたと記憶している8名の同僚全員は、A社の厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社のほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ日にA社に入社した同僚の標準報酬月額から、昭和32年10月から33年9月までは9,000円、同年10月から34年1月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から34年1月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和59年10月からA社のパート社員として、親会社のD社（現在は、B社）に勤務していた。勤務先で勧められたので厚生年金保険に加入していたが、61年4月から国民年金の3号被保険者の制度ができるので、厚生年金保険の被保険者を外れたいと事業所に申し出たにもかかわらず、資格喪失日が同年3月31日となっている。63年3月まで引き続き同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたと主張している女性従業員は、昭和62年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間後も継続してA社に勤務していたことが推認でき、「国民年金の3号被保険者の制度ができるので、厚生年金保険の被保険者を外れたいと事業所に申出をした。」とする申立人の説明は信憑性が認められる。

また、B社C事業所は、申立期間当時の資料が残っていないため保険料控除は不明としているが、「申立人が厚生年金保険を辞めたいと申請した時期が当該月の給与締め日以降であれば、昭和61年3月の厚生年金保険料を給与から控除した可能性もある。」と回答しているところ、申立人は、

同年3月の終わりごろに会社に申し出たと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月のオンライン記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務の履行については、申立人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格喪失日が一致していることから、事業主が社会保険事務所（当時）と公共職業安定所の双方に誤った届出を行ったと認められることから、事業主が昭和61年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
平成 15 年 3 月に A 社に入社し、16 年 8 月 31 日まで勤務していた。
同年 1 月から同年 8 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円となっているが、当時の給与は、19 万円前後であったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳に記録されている給与振込額及び平成 16 年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月31日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和23年10月31日から同年12月1日まで
③ 昭和27年4月1日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和23年4月1日に入社以来、61年3月31日まで継続して勤務していた。「職員カード」により勤務の継続が証明できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録等によると、A社B支店において昭和23年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月31日に同資格を喪失後、同年12月1日に同社B支店において資格を再度取得しており、同年10月及び11月の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び職員カードから、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社B支店がD市からE市に移転した際に欠落期間が生じた同社従業員が、年金記録確認F地方第三者委員会に対して年金記録の訂正を申し立て、前記の委員会が同僚照会したところ、同社において人事を担当していた者は、「同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日として届け出た。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和23年9月のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から、3,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び職員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（社会保険の適用上は昭和27年7月1日に同社C支店から同社G支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和27年3月のA社C支店における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人のA社の入社日は、雇用保険の加入記録及び職員カードから、昭和23年4月1日であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同じ昭和23年4月1日にA社本社に入社し、

同社B支店で被保険者資格を取得している複数の同僚は、「入社してすぐは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答しているところ、これらの同僚の資格取得日は、申立人と同じ同年5月1日であることが確認できる。

また、申立人と同様にA社B支店で昭和23年5月1日に被保険者資格を取得している同僚は、当時の給与明細書を所持しているが、「給与明細書からは、同年4月の保険料控除はうかがえない。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳の記録からも、申立人は、昭和23年5月1日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年10月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を2年10月から3年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、平成2年12月1日から3年10月1日までの期間及び5年10月1日から6年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年10月21日から同年11月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月1日とし、同年10月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成2年12月から3年9月までは44万円、5年10月から6年10月までは50万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）及び平成9年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から9年10月21日まで
② 平成9年10月21日から10年4月まで

申立期間①は60万円から70万円の給料をもらっていたが、厚生年金保険の記録では、平成2年10月から4年9月までの標準報酬月額が8万円、同年10月以降は50万円になっている。また、9年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、実際には10年4月ま

で継続して勤務していたので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成2年10月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までが44万円、同年10月から5年9月までが53万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、3年10月から5年9月までの標準報酬月額が50万円に訂正され、その後、6年11月17日付けで、2年10月から4年9月までの標準報酬月額が8万円に訂正されている上、複数の同僚についても申立人と同様の訂正が行われていることが確認できる。

また、事業主から、当時、A社が厚生年金保険料を滞納していた旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月28日及び6年11月17日付けで行われた訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た2年10月から3年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で50万円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間①のうち、平成2年12月1日から3年10月1日までの期間及び5年10月1日から6年11月1日までの期間について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る算定基礎届、平成5年4月28日付け及び6年11月17日付けでさかのぼって処理された標準報酬月額の訂正のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成6年11月1日から9年10月21日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所においてさかのぼった訂正処理などの不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人から提出された当該期間に係る給料明細書から、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額を下回っていることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②のうち、平成9年10月21日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持する平成9年10月の給料明細書には、厚生年金保険料の控除が確認できることから、当時の事業主は、A社における給与からの保険料控除は、当月控除としていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書により確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成9年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は、適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、当該期間において法人格を有していることが商業登記簿謄本から確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年11月1日から10年4月までの期間について、申立人の当該期間に係る給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和30年6月5日から31年5月29日までの期間について、事業主は、申立人が30年6月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年5月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から31年5月まで

ねんきん特別便を確認したところ、29年3月に大学を卒業し、すぐに入社したA社（現在は、B社）C出張所の厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和30年6月5日から31年5月29日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の30年6月5日から31年5月29日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者記録と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元社員は、申立人がA社C出張所に勤務していたと証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和30年6月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年5月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 4 月から 30 年 6 月 5 日までの期間について、上記の元社員は申立人の勤務期間までは不明とし、当該元社員が名前を挙げた当時の同僚及び申立人が名前を挙げた当時の所長は所在不明のため、当該期間に係る勤務実態を確認できない。

また、厚生年金手帳記号番号払出簿により、上記の被保険者記録に係る手帳記号番号の資格取得日は、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同日の昭和 30 年 6 月 5 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、B 社は当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存期間の経過により廃棄したと回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 29 年 4 月から 30 年 6 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年12月から7年7月までは59万円、同年8月から9年7月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から9年8月21日まで

私は、A社のB事務所で勤務しており、申立期間当時、経営が最も苦しい時だったが、給与額は引き下げられることは無く、厚生年金保険料も控除されていた。会社の業績が悪化して、標準報酬月額が当時の上限額の59万円から30万円に変更されたことは認めるが、下限額の9万2,000円にさかのぼって訂正されているのは納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年12月から7年7月までは59万円、同年8月からは30万円と記録されていたが、8年11月7日付けで、9万2,000円に引き下げられている。

また、A社の当時の代表取締役は、申立期間当時、社会保険料の滞納があり、自身が社会保険事務所に出向き相談したと述べている上、経理担当者は、「同社は社会保険料を滞納していた。標準報酬月額の訂正については社会保険事務所の指導で行い、社長から預かった印鑑を押して届出書を提出した。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、当時同僚であった取締役から、「申立人は、B事務所のC職であり、社会保険の届出等には関与していなかった。」との証言があることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難

い。

これらを総合的に判断すると、平成8年11月7日付けで行われた訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年12月から7年7月までは59万円、同年8月から9年7月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和49年4月1日から現在までA社において勤務しているが、54年に同社B支店から同社C支店へ異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が1月欠落している。同社B支店には同年2月末日まで勤務し、同年3月1日付けで同社C支店への辞令があったはずである。同じ会社内の転勤であり継続して勤務しているため、調査してこの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の発令履歴及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和54年3月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和54年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月30日から24年1月7日まで

私は、昭和22年5月5日にA社（現在は、E社）に入社し、その後63年1月末までの間、事業所間の転勤はあったが、継続して同社に勤務していた。しかし、同社B工場から同社C工場へ転勤したころの厚生年金保険被保険者記録の一部が抜けているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が作成した勤務証明、雇用保険の記録及び同僚の日記から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の詳細な供述内容及び同僚の日記の記載内容から判断すると、A社B工場から同社C工場への異動日は、申立人が主張する昭和23年11月30日であったと考えるのが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和24年1月の社会保険事務所（当時）の記録から1,200円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月29日から同年6月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月29日に、同資格の喪失日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月26日から39年8月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を38年8月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月29日から同年6月26日まで
② 昭和38年8月26日から39年8月26日まで
社会保険庁（当時）の記録を見ると、昭和38年4月29日から同年6月26日までの期間と同年8月26日から39年8月26日までの期間において厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、私は、36年4月1日にC社（現在は、B社）に入社して以来、子会社に出向したことはあるものの、現在まで一度も退社することなくD職として勤め続けており、会社から永年勤続表彰も受けているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から申立人に対して昭和46年4月29日に授与された勤続10年の表彰状及び平成13年6月1日に授与された勤続40年の表彰状並びに同僚の証言から、申立人は、当該期間において、C社の子会社であったA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、現在B社の取締役を務める当時のA社の事業主は、「申立人だけを特別扱いにする理由は無く、当該期間においても厚生年金保険料を給与から控除したはずだ。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち同年4月29日から同年5月1日までの期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、同年4月29日において、同僚の供述から申立人を含めて5名以上の従業員が勤務していたことが認められることから、同社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和38年3月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月及び同年5月の保険料の納付の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社から申立人に対して昭和46年4月29日に授与された勤続10年の表彰状及び平成13年6月1日に授与された勤続40年の表彰状並びに当時の事業主の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年8月26日にC社からA社に出向）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月11日は2万円、同年12月22日は2万2,000円、16年7月28日は2万円、同年12月22日は2万円、17年8月10日は2万1,000円、同年12月29日は2万円、18年8月8日は2万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月28日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月29日
⑦ 平成18年8月8日

A社で支給された、平成15年8月から18年8月までの期間の賞与について、事業主が21年1月に届出を提出した記録となっているにもかかわらず、年金受給額に反映されないことになっている。給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金

保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準報酬賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成 15 年 8 月 11 日は 2 万円、同年 12 月 22 日は 2 万 2,000 円、16 年 7 月 28 日は 2 万円、同年 12 月 22 日は 2 万円、17 年 8 月 10 日は 2 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 2 万円、18 年 8 月 8 日は 2 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月11日は3万4,000円、同年12月22日は3万8,000円、16年7月28日は3万4,000円、同年12月22日は3万4,000円、17年8月10日は3万5,000円、同年12月29日は3万4,000円、18年8月8日は3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月28日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月29日
⑦ 平成18年8月8日

A社で支給された、平成15年8月から18年8月までの期間の賞与について、事業主が21年1月に届出を提出した記録となっているにもかかわらず、年金受給額に反映されないことになっている。給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準報酬賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年8月11日は3万4,000円、同年12月22日は3万8,000円、16年7月28日は3万4,000円、同年12月22日は3万4,000円、17年8月10日は3万5,000円、同年12月29日は3万4,000円、18年8月8日は3万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月11日は3万円、同年12月22日は3万4,000円、16年7月28日は3万円、同年12月22日は3万円、17年8月10日は3万1,000円、同年12月29日は3万円、18年8月8日は3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月28日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月29日
⑦ 平成18年8月8日

A社で支給された、平成15年8月から18年8月までの期間の賞与について、事業主が21年1月に届出を提出した記録となっているにもかかわらず、年金受給額に反映されないことになっている。給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金

保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準報酬賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 11 日は 3 万円、同年 12 月 22 日は 3 万 4,000 円、16 年 7 月 28 日は 3 万円、同年 12 月 22 日は 3 万円、17 年 8 月 10 日は 3 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 3 万円、18 年 8 月 8 日は 3 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和37年10月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年7月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月13日から38年7月11日まで

夫と私は、昭和37年にA事業所で一緒に働いていた。私は同年8月に退職したが夫は38年7月ごろまで勤めていたと思う。同年4月に結婚したが、37年10月ごろから38年7月ごろまでの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と姓が同じで名がCとなっている、生年月日が7日異なる者が昭和37年10月13日に被保険者資格を取得し、38年7月11日に同資格を喪失しているオンライン記録に未統合の記録が確認できる。

また、申立人の妻は、「夫はBという名前が嫌いでCの名前を名乗っていた。」と述べている。

さらに、同僚の一人は、「Cという名前を知っている。Cと言う名前の者はほかにいなかった。お昼休みに草野球をしていたのでよく知っている。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記

録であり、申立人が昭和 37 年 10 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 38 年 7 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者記録により、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年10月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成7年4月1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額が実際の報酬額と大きく相違している。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年10月31日の後の8年1月10日に、申立人の標準報酬月額が、7年4月1日にさかのぼって41万円から9万8,000円に減額されていることが確認できる上、同社の代表取締役についても標準報酬月額の減額処理がなされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことは確認できるが、厚生年金保険被保険者記録から、当該訂正処理が行われた平成8年1月10日においては、同社を退職し、別会社に勤務していることが確認できることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年11月1日から57年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年11月26日から59年6月21日まで
私は、昭和54年11月26日から59年6月21日までA社で働いていたが、確定申告書の年間給与所得に対して標準報酬月額が低くなっている。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社保管の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち昭和56年11月及び同年12月については、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の昭和56年11月及び同年12月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月 26 日から 56 年 11 月 1 日までの期間及び 57 年 1 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額が賃金台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額と一致又は上回っていることが確認できる。

また、昭和 58 年 1 月 1 日から 59 年 6 月 21 日までの期間については、厚生年金保険料の控除額を確認できる資料が無いが、当該期間の標準報酬月額は、上記の期間の標準報酬月額と一致又は上回っていることが確認できるところ、当該期間の直前の期間である 57 年 1 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間については、上述のとおり、オンライン記録における標準報酬月額が賃金台帳から確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月 26 日から 56 年 11 月 1 日までの期間及び 57 年 1 月 1 日から 59 年 6 月 21 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月27日から同年10月1日まで

私は、昭和29年3月22日から31年9月30日までの期間、A社B支店で勤務し、同年10月1日に同社C支店に転勤したが、同年9月27日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が発行した職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和31年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和31年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年2月1日まで

私は、平成5年10月25日から7年1月31日までA社に勤務していた。同社においての給与は入社から退職まで40万円程度であったが、ねんきん定期便をみると6年2月1日からの標準報酬月額が41万円から9万8,000円に著しく低下している。同社において給与がこれほど下がったことも無く、退職後に任意継続した健康保険組合の資格取得通知書にも標準報酬月額は30万円と記載されているので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間におけるA社の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年2月10日に行われた月額変更処理により、同年2月1日において41万円から9万8,000円に変更されており、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、平成6年2月4日付けで、多数の同僚についてさかのぼった標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認でき、申立人の上記の月額変更処理は、当該訂正処理と一体的に行われた処理であると認められる。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合における申立人の標準報酬月額の記録については、平成6年2月1日の月額変更処理により、41万円から30万円に改定が行われ、資格喪失日まで継続していることが確認できる。

加えて、A社の元取締役は、「同社では厚生年金保険料の滞納があった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月10日に行われた月額変更処理は事実即ししたものとは考え難く、当該変更処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該変更処理が有効な記録処理であったとは認められない。

また、当該変更処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、平成6年10月1日の定時決定によって、9万8,000円と記録されている。

しかし、上記のA社の元取締役は、「私が退職した平成6年6月においても、同社は厚生年金保険料を滞納していた。」と述べている。

さらに、申立人の実際の支給額が30万円の標準報酬月額に対応した額であったこと、及びその事実について社会保険事務所が認識していたことを疑わせる事情は存在しない。したがって、申立期間における健康保険組合の標準報酬月額が30万円と記録されていることから申立期間において標準報酬月額を変動させなければならなかった合理的な事情は認められない。

これらのことから、申立期間のうち、申立人の標準報酬月額の変更処理が行われた平成6年2月10日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な処理とは認められない同日の月額変更処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間におけるB健康保険組合の記録から、30万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年10月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年9月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年10月から36年7月までは7,000円、同年8月から37年8月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月24日から37年9月20日まで
私は、中学校卒業後、昭和35年4月にA社に入社した。同年10月ごろには厚生年金保険に加入し37年9月ごろに退職したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が4日相違している者が、昭和35年10月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年9月20日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人はA社に勤務しており、また、申立人と同じ姓の社員はほかにいなかった。」と証言していることから、上記の被保険者記録は、申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する昭和35年10月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年9月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和35年10月から36年7月までは7,000円、同年8月から37年8月までは9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年4月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年10月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月は420円、同年6月は500円、同年7月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は2,700円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月ごろから23年10月31日まで

私は、昭和22年4月ごろから事業所が解散となった23年10月31日までA社に勤めていた。しかし、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を調査し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と姓は1字異なるものの、名前及び生年月日が一致している者が、昭和22年4月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年10月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社に厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「申立人は私と同日に退職した。」と述べているところ、その同僚の被保険者資格喪失日は、昭和23年10月31日であることが確認できることから、上記の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和22年4月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び23年10月31日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 22 年 4 月及び同年 5 月は 420 円、同年 6 月は 500 円、同年 7 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月及び同年 9 月は 2,700 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和47年1月1日から現在まで継続して勤務している。厚生年金保険の記録を確認すると、A社本社から同社B営業所へ転勤した時に、1か月の空白期間がある。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和47年4月1日に同社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間、57年7月から同年11月までの期間、同年12月から58年3月までの期間及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで
② 昭和57年7月から同年11月まで
③ 昭和57年12月から58年3月まで
④ 昭和58年4月

私は、昭和56年9月に会社を退職し、同年11月ごろ、何かの用件で町役場を訪れた際に国民年金への加入を勧められたので、加入手続を行った。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、私が、町役場又は金融機関で納付していた。

申立期間①、②、③及び④が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年11月ごろ、町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を町役場又は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年1月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①、②、③及び④から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①、②、③及び④は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、唯一交付されたとしている年金手帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和62年12月であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①後に何度か転職しているが、その都度、国

民年金の資格取得手続及び資格喪失手続を行った記憶は無く、申立期間②、③及び④当時の国民年金保険料額も憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間②、③及び④当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年12月までの期間及び55年12月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年12月まで
② 昭和55年12月から59年2月まで

私は、申立期間①の直前に勤務していた会社を退職した際、国民健康保険に加入するために市役所へ行ったところ、窓口の担当者から、「国民年金の加入手続も行わなければ、国民健康保険に加入することはできない。」と説明されたため、国民年金の加入手続を行った。申立期間②の直前に勤務していた会社を退職した際も、同様の手続を行い国民年金に加入した。申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の妻が納付書により金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間①及び②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して健康保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金にも併せて加入したと主張しているが、具体的な国民年金の加入手続については記憶が明確でないことから、当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月に払い出されていることが確認できる上、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人は、同期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間①については、その妻も国民年金の未加

入期間となっていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの期間、42年10月から43年3月までの期間、同年7月、57年1月から平成5年5月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和43年7月
④ 昭和57年1月から平成5年5月まで
⑤ 平成5年6月から同年12月まで

昭和39年ごろ、妻が、私と妻の国民年金の加入手続を一緒に行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を自宅に来た集金人に一緒に納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

その後、厚生年金保険加入期間中の昭和57年ごろ区役所で国民年金への加入を勧められたので、妻と二人で国民年金に加入し、私が、申立期間④当時、毎月自宅に来た区役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

厚生年金保険料と重複して納付した申立期間④の国民年金保険料を還付してほしい。

また、平成5年6月ごろ、妻が、区役所で私の国民年金への切替手続きを行い、同年9月までは夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に郵便局で納付し、同年10月から同年12月までは私の分の保険料だけを、郵便局で納付していた。

申立期間⑤が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、その妻が、当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に一緒に納付したと主張しているが、当該期間のその妻の保険料も未納とされている上、口頭意見陳述を実施した結果においても、その妻が当該期間の保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

また、申立期間④について、申立人は、毎月自宅に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間④は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であることから、制度上、国民年金に加入することができない期間で、保険料を納付することができない期間である上、納付したとする金額も申立期間④当時の保険料額と相違している。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、平成5年6月ごろ、その妻が、区役所で申立人の国民年金への切替手続きを行い、同年9月までは夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に郵便局で納付し、同年10月から同年12月までは申立人だけの保険料を郵便局で納付したと主張しているところ、その妻が所持する国民年金手帳には、同年5月に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行った旨の記載があるが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が申立期間⑤当時厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った旨の記載が無いことから、当該期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、口頭意見陳述を実施した結果においても、その妻が申立人の国民年金への切替手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和49年8月から50年3月までの期間、同年7月から51年3月までの期間、52年8月から54年3月までの期間、57年4月から58年3月までの期間、平成3年4月から12年5月までの期間及び13年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から50年3月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで
③ 昭和52年8月から54年3月まで
④ 昭和57年4月から58年3月まで
⑤ 平成3年4月から12年5月まで
⑥ 平成13年4月から同年10月まで

私は、いずれの申立期間においても体調が悪く、時々知り合いの仕事を手伝ったりもしていたが、定職に就くようなことはなかったため、市役所の担当者に教わりながら、国民年金保険料の免除の申請を行った。特に申立期間⑤については、これほど長期間にわたり、免除の申請をしていなかったとは考えられない。必ず免除の申請を行っていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間すべてについて免除の申請を行い、承認を受けていたと主張しているが、申立期間が6回、合計13年以上におよび、特に申立期間⑤は9年を超えており、同一の市が申立人の免除の申請に対する事務処理を継続的かつ断続的に誤っていたとは考え難い。

また、申立期間①、②及び③の前後及び近接する期間は、国民年金保険料納付済み期間又は厚生年金保険の被保険者期間となっており、体調が悪く定職に就くことは無いとの主張を踏まえると、申立内容は不自然である。

さらに、申立期間④については、申立人の妻も当該期間は未納とされていることから、当該期間は免除の申請を行っていなかったか、世帯として申請免除の基準に該当しなかったものとするのが自然である。

加えて、申立期間⑤及び⑥の期間については、そのほとんどの期間、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者であり、申立人が主張するように体調が悪く定職に就く状態ではないとすれば、申立人が市役所等で免除の相談等を行った場合、第3号被保険者の要件を満たす者として第1号被保険者からの種別変更手続を勧められるのが自然であると考えられることから、申立人が免除の申請等を行っていたとは考え難い。特に申立期間⑤について、当時、厚生年金保険に加入していた申立人の妻の標準報酬月額からは、申立人は世帯として免除の申請の基準を超える収入があったものと推認でき、免除の申請が行われたとしても、承認されていたとは考え難い。

その上、すべての申立期間について、国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 41 年ごろ、夫が勤務していた職場を担当していた税理士に勧められたので、私が、私と夫の国民年金の加入手続を町役場の支所で行った。国民年金の加入手続を行った際、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を 5 年分さかのぼってまとめて納付した。その後は、私が、夫婦二人分の保険料を婦人会の集金人へ一緒に納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年ごろ、町役場の支所で申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、この手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、48 年 1 月ごろに行われたものと推認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、47 年 4 月とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、夫婦二人分の国民年金保険料を 5 年分さかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人がまとめて納付したとする金額は、仮に申立人の主張どおりに保険料を納付したとして計算した保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を 5 年分さかのぼってまとめて納付した後は、婦人会の集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付し

たと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの検認印欄には領収印が押されていることが確認でき、その当時申立人が居住していた町では、婦人会の集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立人が婦人会の集金人に納付したのは、47 年 4 月以降の保険料であると考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4070

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの期間及び48年11月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで
② 昭和48年11月から51年3月まで

昭和41年ごろ、私が勤務していた職場を担当していた税理士に勧められたので、妻が、私と妻の国民年金の加入手続を町役場の支所で行った。国民年金の加入手続を行った際、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を5年分さかのぼってまとめて納付した。その後、私は、厚生年金保険に加入していたが、妻が、夫婦二人分の保険料を婦人会の集金人へ一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その妻が、昭和41年ごろ、町役場の支所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、この手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人及びその妻の国民年金の加入手続は、48年1月ごろに行われたものと推認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、47年4月とされていることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を5年分さかのぼってまとめて納付したと主張しているが、その妻がまとめて納付したとする金額は、仮にその妻の主張どおりに保険料を納付したとして計算した保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人は、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を5年分さかのぼってまとめて納付した後は、婦人会の集金人に夫婦二人分の保険料と一緒に納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和47年4月から48年3月までの検認印欄には領収印が押されていることが確認でき、その当時申立人が居住していた町では、婦人会の集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立人の妻が婦人会の集金人に納付したのは、同期間の保険料であると考えるのが合理的である。

加えて、申立期間②について、申立人は、その妻が、婦人会の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳によると、申立人は、昭和48年11月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 48 年*月ごろ、「学生の間は、親の方で国民年金保険料を納付しておく。」と言って、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれていた。私は、母親が自身の保険料と一緒に納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が 20 歳になった時、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、20 歳になった時の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び同期間の保険料を納付したとするその母親も、加入手続き時期や国民年金手帳を受け取ったかどうか憶^{おぼ}えていないなど、申立期間当時の加入状況は不明である。

また、申立人は、その母親が、昭和 48 年*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 11 月に払い出されており、申立人は、申立期間当時、大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、手帳記号番号が払い出された同年同月より前の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年5月
② 平成12年8月

私は、平成12年2月に会社を退職後、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を、納付書により金融機関で納付していた。私は、申立期間①及び②当時の家計簿及び確定申告書（控）を所持しており、それには納付した国民年金保険料額が記載されている。

また、申立期間②の国民年金保険料については、納付期限を過ぎており、所持していた納付書では金融機関で納付することができなかつたため、社会保険事務所に出向いて納付したことを憶^{おぼ}えている。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により金融機関等で納付しており、納付した保険料額を記載した当時の家計簿及び確定申告書（控）を所持していると主張しているが、申立期間当時に申立人が納付した保険料の納付年月日はオンライン記録によって把握でき、これと当該家計簿及び確定申告書の記載内容を照らし合わせて分析・検討したところ、申立期間①について、家計簿に記載された平成13年2月7日支出の保険料1万3,300円は、12年4月の保険料を納付したものであることが推認できるとともに、13年分の確定申告書に記載された支払保険料3万9,900円は、12年2月から同年4月までの3か月分の保険料を13年2月及び同年6月に2回に分けて納付したものであることが推認できることから、両関連資料には12年5月の保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立期間②について、家計簿には平成 14 年 10 月 31 日に 12 年 8 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料 10 万 6,400 円を支出した記載があり、社会保険事務所においても申立期間②の 12 年 8 月を含めた当該保険料をいったんは収納しているが、後日、同年同月の保険料は納付した時点では時効により納付できないものであったことが判明したことから、判明した時点において、当該保険料は未納となっていた 13 年 4 月の保険料として 14 年 11 月 8 日に充当されていることが確認できる。一方、平成 14 年分の確定申告書に記載のある国民年金保険料額 14 万 6,300 円は、12 年 6 月及び同年 7 月（14 年 7 月 4 日に納付）、前述の 12 年 8 月（後に 13 年 4 月の保険料に充当）、12 年 9 月から 13 年 3 月まで（14 年 10 月 31 日に納付）及び 13 年 5 月（14 年 12 月 9 日に納付）の保険料の合計金額であることが推認でき、両関連資料には 12 年 8 月の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間①及び②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4073

第1 委員会の結論

申立人の平成21年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月

私は、平成20年10月に、それまで勤めていた会社を退職し、同年11月に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料は納付書で納付した。

私は、国民年金に加入してから、国民年金保険料をすべて納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料をすべて納付してきたと述べているが、保険料の納付場所や保険料額についてははっきり憶^{おぼ}えていないと述べるなど、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、平成22年3月10日及び同年同月17日にそれぞれ申立期間の国民年金保険料が納付されていれば行われることの無い納付勧奨が行われていることが確認できる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4074 (事案 1866 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から47年12月まで

私は、昭和36年に公団の団地に引っ越した後で、友人と一緒に市役所の分室に行って国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は市役所の窓口か集金人に納付していた。国民年金に加入以来、保険料を納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

この当初の申立てに対する委員会の判断後、私は、当初申立てた際の口頭意見陳述において、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等について、十分に話すことができなかつたので、主張が正確に委員会に伝わらなかつたのではないかと思っている。私は、昭和39年1月に転居した際の国民年金の手続について鮮明に記憶しているとともに、加入手続に同行してくれた友人の証言も得ているにもかかわらず、記録訂正が認められないのは納得がいかない。

なお、申立期間について、当初の申立てでは昭和36年4月から47年12月までとしていたが、国民年金の加入手続を行ったのは第一子出生後しばらくしてからであったので、37年1月から47年12月までに変更する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和36年に友人と一緒に市役所の分室に行って国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別に手帳記号番号が払い出される必要があるが、これが払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人の夫についても、47年11月及び同年12月は申立人と同様に保険料が未納となっている期間であるとともに、保険料納付の始期に

についても申立人と同様に 48 年 1 月で一致しており、この時から保険料の納付が開始されていたものと考えられることなどの理由から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな資料や情報を提示した訳ではないが、当初委員会において行った口頭意見陳述において、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等について、十分に話すことができなかったため、主張が正確に委員会に伝わらなかったのではないかと考えているとしており、また、申立人は、昭和 39 年 1 月に転居した際の国民年金の手続について鮮明に記憶しているとともに、加入手続に同行してくれた友人の証言も得ているにもかかわらず、記録訂正が認められないのは納得がいかないとの理由で再度申立てたとしている。

これについて、当委員会においては、申立人に対し昭和 48 年 7 月に夫婦連番で払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に、申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度、調査を行ったが、これが払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらず、また、申立人の夫についても申立人と同様に、47 年 11 月及び同年 12 月の保険料が未納となっていること、及び保険料納付の始期が 48 年 1 月で一致しており、申立人はこの時点から保険料の納付を開始していたものと考えられることについて再確認できた。

したがって、今回の再申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年7月まで

私は、学生であった昭和44年ごろ、同居していた母親が、「学生は収入が無いのに、なぜ国民年金保険料を納付しなければならないのか。」と言っているのを聞いたことがあるので、母親が私と私の兄弟の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった昭和44年ごろに、その母親が申立人とその兄弟の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、高齢のため証言することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当時、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の母親と一緒に国民年金保険料を納付していたはずだとしているその兄弟は、国民年金手帳記号番号が昭和50年11月ごろに連番で払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4076

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から46年8月まで

私は、いつ、どこで、どのようにして国民年金の加入手続を行ったのかは全く憶えていないが、私の夫が加入手続を行い、私の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。私の夫の納付記録はあるのに、申立期間が未加入期間で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその夫は、申立人の加入手続についてよく憶えておらず、保険料の納付場所や納付方法等の記憶も曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人については、現在基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号の払出しが行われていることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4077

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 55 年 2 月に会社を退職後、母親に強く勧められていたので、次の会社に入社が内定した 56 年 2 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、退職期間中の国民年金保険料を一括納付した。加入手続は、実に簡単で、保険料を納付した際、領収書のような半券を 1 枚受け取ったことを憶^{おぼ}えており、申立期間が、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、加入手続に何も持参せず、同手続後に、年金手帳を受け取った記憶が無いなど、申立期間当時の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、同市役所で一括納付したと述べているが、オンライン記録によると、昭和 55 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、56 年 3 月に同保険の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年3月まで

私は、結婚を契機に転居した後、会社を退職し、結婚前に母親が国民年金の加入手続をしてくれた際に発行された年金手帳を持って、国民年金の再加入手続を区役所で行ったと思う。国民年金保険料については、実家で家業を手伝っていた夫の分と一緒に、私が金融機関で納付書により納付していた。一緒に保険料を納付していた夫は、納付済みとされているのに、私の申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚に伴って転居した後会社を退職し、転居前に母親が加入手続を行ってくれた際に発行された年金手帳を持って、転居後の区役所で再加入手続を行ったと主張している。

しかし、申立人は、国民年金保険料の額などの具体的な納付状況についての記憶が全く無いこと、申立人が転居後の再加入手続を行った際に持っていた現在も所持するその年金手帳には、申立人が転居する前の住所及び結婚前の旧姓が訂正されておらず、国民年金の被保険者資格を再取得した日、氏名変更、住所変更などの手続が行われたことをうかがわせる記載は全く見当たらないこと、及び申立人には、転居後の区役所から昭和51年4月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人が48年7月の結婚直後に同区役所で国民年金の再加入手続を行ったのであれば、当該手続時から64年1月まで同一区内に住民登録をしていた申立人に対し、新たに別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくいことなどからみて、申立人が結婚直後に同区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4079

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月及び同年 10 月

私は、平成 14 年 8 月に退職した直後に国民年金の加入手続を行ったが、申立期間の国民年金保険料を納付するのを忘れていた。

日付は思い出せないが、平成 16 年 2 月の初めに社会保険事務所（当時）の女性の集金人が自宅に国民年金保険料の集金に来た。その際、手元に現金の持ち合わせがなかったので、再度訪問してほしい旨を依頼した。

そこで平成 16 年 2 月 14 日にその集金人が訪れたので、私が夫婦二人分の国民年金保険料として合計 5 万 5,000 円ぐらいを納付したが、現在手元に残っているのは、妻の分の領収証だけである。

申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を納付したことは確かなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 8 月に退職した直後に国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかし、オンライン記録では、「未加入期間国年適用勧奨」の通知書が平成 14 年 11 月及び同年 12 月の 2 回にわたって発行されている経過が認められる。当該通知は、国民年金に加入する義務があるにもかかわらず、加入手続が行われていない者について発行されるものであり、この通知が行われている以上、申立人が同年 11 月に再就職して厚生年金保険に加入した以後においても、申立期間に係る国民年金の加入手続を行っていないことがうかがえ、申立内容と一致しない。

また、申立人は、平成 16 年 2 月 14 日に自宅を訪れた社会保険事務所の女性集金人に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として約 5 万 5,000 円を

納付したとし、その際に当該集金人から交付され、現在も所持している申立人の妻の国民年金保険料現金領収証の写しを提出している。

しかし、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料納付書は平成 16 年 6 月に作成されていることが認められ、申立人が主張するように同年 2 月 14 日に夫婦二人分の保険料を納付していたとすれば、同年 6 月に納付済みの国民年金保険料に関して再度納付書が作成されたことになり不自然である。

さらに、申立期間は、国に収納事務が一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録漏れや記録誤りがあったとは考え難いことから、16 年 2 月 14 日に社会保険事務所の女性集金人に納付したのは、申立人の妻の国民年金保険料のみであったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、当時住んでいた町の役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、最初のころは自分で納付していたと思うが、後に私の妻が 3 か月おきに自分が経営する店に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。その額は、1 人当たり月額 100 円ぐらいだった。

その後、私は、自営業を辞め昭和 38 年 4 月には別の市の店で住み込みで働いていたが、住民票の住所については、しばらく同町に置いたままにしていたため、国民年金保険料を納付することができなかった。住み込みの勤務を経て独立し、自分の店を持った 49 年 7 月には市内の別の場所に店舗兼住宅を建てた。これを契機に、申立期間②の保険料について、同年同月ごろ、区役所の出張所で特例納付制度により過去の未納分を納付できることを知り、金融機関で妻が夫婦二人分を特例納付した。妻によれば、金額については思い出せず、納付した期間は私の方が長かったという記憶しかない。

いつからかは思い出せないが、国民年金保険料の納付については、口座振替に切り替えた。申立期間③の保険料については、私の妻が、区役所にこの期間の保険料が口座振替されていないと問い合わせた際、納付しなくても老齢基礎年金を満額受給できるとの説明を受け、安心していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、申立期間③の保険料は、当時は納付することができたのに

保険料を徴収しなかった役所の対応に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、3か月ごとに申立人が経営する店を訪れる集金人に定期的に保険料を納付したと主張している。しかし、申立人が、当時、居住していた町においては、集金人制度は開始されていなかったことが確認でき、申立内容と一致しない。
また、申立人が一緒に納付していたとする申立人の妻も当該期間は未納となっている。
- 2 申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和49年7月ごろにさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したと主張している。しかし、申立人の妻の納付状況についての記憶は必ずしも定かではなく、区役所から示された額を納付したとしているものの、まとめて納付したとする金額や納付した期間^{あいまい}についての記憶も曖昧である。
また、申立期間②の直後の昭和40年4月から42年3月までの2年分の保険料については、第2回特例納付制度の実施期間期間（49年1月から50年12月まで）中に納付していることが確認できるが、この納付については、申立人は、その時点で当該特例納付を行わないまま、60歳まで国民年金保険料を納付したとしても、加入年数が不足し、老齢年金の受給権を得ることができなかったことから、受給資格を得るのにほぼ見合う期間（2年）の保険料を特例納付したものとするのが自然である。
さらに、申立人の妻も当該期間の国民年金保険料が未納であることを考え合わせると、申立人が申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。
- 3 申立期間③について、申立人の妻は、「残高不足ではないにもかかわらず、口座振替がされていなかったことに気付いた。そこで、区役所に問い合わせた結果、国民年金についてはこの期間の国民年金保険料を納付しなくても大丈夫だと言われて安心した。その後、別の方法で払った記憶が無い。」としている。
申立人が主張する「口座振替が行われなかった」ことについては、昭和3年*月生まれの申立人の場合、国民年金の加入可能年数は26年と定められており、申立人が国民年金被保険者資格を取得した36年4月から起算すると、申立期間③直前の62年3月をもって申立人の加入可能年数は、ちょうど26年に達していることから、加入可能年数を超えることになる同年4月以降、同区が口座振替納付の取扱いを取りやめたと考えても不自然ではない。

また、申立期間③当時、申立人が居住していた区では、口座振替が行われなかった国民年金保険料については、再度口座振替されることはなく、別途発行する納付書で納付するよう求めていたとしており、申立期間③の保険料について、申立人が口座振替とは別の方法で納付していないことを認識している以上、保険料の納付について区役所の職員の案内がなかったとしても、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたと認めることは難しい。

- 4 前段1、2及び3に加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、今回、口頭意見陳述において、申立人の妻に聴取したものの、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4081

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 7 月に国民年金に任意加入し、その後、就職に伴い厚生年金保険に加入した。57 年 3 月の転居をきっかけに退職し、転居後の市役所で年金手帳を持参の上、国民年金に再加入した。申立期間については、納付書を用いて銀行で国民年金保険料を納付していたはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金への任意加入の経緯、手続場所及び国民年金保険料の納付場所について記憶しているものの、保険料額や納付の頻度などについて具体的に憶えておらず、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、転居後の市役所において、国民年金の再加入手続を行うに当たって、年金手帳を持参したと述べているが、申立人の所持している年金手帳には申立期間に係る再加入に伴う国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日の記載が全く無いことに加え、転居先で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことを考え合わせると、申立人は申立期間において、国民年金に任意加入していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4082

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 53 年 4 月まで

私は、3 年ほど前に、年金記録に漏れがある旨の知らせを社会保険庁（当時）から郵便で受け取ったので、私の国民年金の記録と何か関係があるのではないかと思う。

申立期間については、昔のことなので、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付等についてはよく憶^{おぼ}えていないため、昭和 46 年に会社を退職し、次に就職する 53 年までの期間のすべてを申立てる。

私の国民年金保険料については、妻が納付していたはずである。妻は、国民年金に加入し、保険料を納付している期間があるにもかかわらず、私の国民年金の記録が未加入で保険料は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3 年ほど前に社会保険庁から年金記録漏れのおそれがある旨の知らせが届いたことについて、自身の国民年金の記録漏れではないかと主張しているが、この「お知らせ」は、平成 20 年 1 月に作成された「ねんきん特別便」であり、未統合と思われる厚生年金保険の記録を確認してもらうために申立人に通知したもので、申立人の国民年金の記録とは直接的には関係が無いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については憶^{おぼ}えていないとしている上、申立人の保険料を納付していたとするその妻も、市役所の支所^{あいまい}で何か納付したと述べるにとどまり、国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧であることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人には、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

神奈川国民年金 事案 4083

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私は、平成3年2月15日に会社を退職した後、同年3月1日に次の会社に就職したが、同年2月は国民年金に未加入とされている。しかしながら、妻の同年同月の国民年金保険料は、納付済みとなっているので、誰が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したのかは分からないが、私も国民年金に加入し、保険料が納付済みとなっているはずである。それにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻の国民年金保険料の納付記録が納付済みとなっているので、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付も行われているはずであると述べているが、申立人は、国民年金の加入状況についての記憶が曖昧である上、その妻も、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行った憶えが無いと述べていることから、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、これまで年金手帳を1冊しか所持したことが無いとしており、その年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載がなく、国民年金の被保険者になった日は、平成10年1月と記入されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができず、ほかに手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4084

第1 委員会の結論

申立人の平成13年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月から同年8月まで

私は、平成13年4月に会社を退職した後に、国民健康保険の加入手続と同時に、国民年金の加入手続を行い、妻の分も含めて、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、自分の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人とその妻が、申立人の国民年金の加入手続及びその妻の国民年金第1号被保険者への種別変更手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する年金手帳には国民年金の加入手続を行った記録が無いことに加え、加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶も曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 63 年は学生であったが、市役所から国民年金に加入するよう案内が送られてきたので、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、母親の勤務先に来ていた金融機関の職員に毎月 9,000 円を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった昭和 63 年 3 月ごろにその母親が市役所で申立人の国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが申立人は、加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は、当時の年金手帳について記憶が無い上、納付したとする保険料額は、申立期間直後の納付済みとなっている平成 3 年度の保険料額と一致していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は任意の未加入期間で、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができないことから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 52 年 1 月まで

私は、昭和 48 年 11 月に結婚し、49 年 1 月に夫の実家に帰省した際に、義母から国民年金への加入を勧められたので、帰宅後同年同月に自宅近くの区役所の支所で、国民年金及び付加年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の定額保険料及び付加保険料については、私が、当初は集金人に納付し、後に自宅近くの郵便局又は銀行で納付していたと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月に、自宅近くの区役所の支所で国民年金及び付加年金の加入手続を行い、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 1 月から同年 2 月ごろに払い出されていることが確認できることから、加入手続の時期が申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、定額保険料及び付加保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に受け取った年金手帳は、現在所持している手帳 1 冊のみであるとしているところ、その手帳を見ると、申立人は、昭和 52 年 2 月に国民年金に任意加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4087

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月

平成13年末又は14年初めごろ、妻が、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料が夫婦共に未納となっていたので、その日のうちに、妻が夫婦二人分の保険料を社会保険事務所で納付した。社会保険事務所で調べてもらい、未納と確認した上で納付したのに、妻のみが納付済みとされ私の申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年末又は14年初めごろ、その妻が、社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料が夫婦共に未納となっていたので、その日のうちに、妻が夫婦二人分の保険料を社会保険事務所で納付したと主張しているが、申立人は12年*月に60歳に到達しており、その後65歳に到達するまでの間は、国民年金に任意加入することはできるが、申立人が主張する13年末又は14年初めごろに国民年金の加入手続を行っても申立期間までさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人は、昭和36年4月から60歳に到達する平成12年*月の前月まで（*か月）国民年金及び厚生年金保険に加入しており、老齢基礎年金が満額支給されるために必要な期間（468か月）を満たしていることから社会保険事務所において、申立期間が未納であると判断したとは考え難い。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月ごろから48年9月1日まで
② 昭和49年8月ごろから50年4月1日まで

私は、申立期間①及び②のいずれかにA社及びB社（現在は、C社）にそれぞれ勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の記録では、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時は、数箇月又は1年もの空白を作らずに働いており、勤務していたことに間違いはないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、申立期間①及び②において、A社又はB社に関係する仕事をしていたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社及びB社における勤務時期及び期間についての記憶が曖昧であり、これらを特定することができない。

また、A社は、申立人は同社に在職していないと回答しており、オンライン記録において申立期間当時に同社で厚生年金保険被保険者記録のある元社員2名は、申立人のことを記憶しているが、申立人は、同社の社員ではなく、個人事業主に雇用されていたと思うと供述している。

さらに、A社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の者から、同社では、D業務に従事したのは正社員3名であり、これ以外の者は、個人事業主に雇用されていたため、同社とは直接の雇用関係は無かった旨の供述があるところ、オンライン記録において、上記の3名は同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、C社は、申立期間①及び②におけるB社の厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る資料を保管しているが、その中に申立人の名前は確認できないと回答している。

また、申立期間において、B社の厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、連絡先が確認できた8名に照会したが、申立人を記憶している者はいないほか、同社においてD業務をしていたと供述する元社員は、昭和47、48年ごろに、同社は自社によるD業務を廃止したと思うと供述しており、同社における申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言等を得ることができない。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②において雇用保険の求職者給付等を受給していることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②において、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も無い上、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 15 日から 35 年 4 月 1 日まで

申立期間当時、A社（現在は、B社）に在籍していたが、同社では、厚生年金保険に加入することができなかつたため、関係会社のC社において、厚生年金保険に加入することになっていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書により、昭和 24 年 5 月 1 日から平成 14 年 4 月 30 日までの期間について、申立人がA社に在籍していたことが認められるところ、同社がC社から受注した同社D作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 29 年 3 月 1 日、資格喪失日は 31 年 1 月 15 日と記載され、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格取得日は 35 年 4 月 1 日、資格喪失日は 39 年 12 月 1 日と記載されている。

一方、申立人及びA社の代表取締役を含む同社社員 17 名がC社本社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 35 年 4 月 1 日であり、同日より前に、同社本社に係る被保険者資格を取得したA社社員は見当たらないことから、C社本社においてA社社員を被保険者とする取扱いは同日以降に行われるようになったと考えるのが自然である。

また、C社D作業所は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 31 年 1 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降に被保険者記録のある者はおらず、同日に被保険者資格を喪失したA社社員から

も同日以降同社同作業所において勤務していたとする供述は無かった。

さらに、A社においては、C社の作業所で勤務していたA社社員をその勤務していた作業所における厚生年金保険の被保険者とする取扱いが認められるが、申立人が既に死亡しているため、C社D作業所以外に申立人が勤務した作業所は明確でなく、同社に係る作業所について被保険者記録があるA社の複数の従業員に照会したところ、申立期間当時、取締役である申立人は全国にあったC社に係る作業所とA社本社を行き来し、同社本社においてはE業務を担当していたため、C社の作業所に勤務していない期間があり、当該複数の従業員とは業務内容が異なっていたとしている。

加えて、前述の複数の従業員にも、申立期間において勤務したとするC社の作業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い期間がある上、申立期間当時、同社の作業所で勤務していなかったとされるA社の代表取締役には、C社の作業所に係る被保険者記録が無い。

その上、B社及びC社は、申立人の厚生年金保険料の控除に係る資料は保管していないとしている上、申立期間当時のA社の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年から26年2月16日まで
② 昭和27年3月30日から29年まで

平成20年に、社会保険事務所（当時）から以前に勤務していた厚生年金保険の被保険者記録（4事業所）が出てきたので登録処理をしたとの連絡があった。しかし、そのうちのA社の被保険者期間は13か月との回答であるが、同社には約4年間（B職として約2年、C職として約1年6か月、D職として約6か月）勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②にA社に勤務していたと主張している。

しかし、申立期間当時にA社に勤務していた同僚2名は、「申立人は昭和26年ごろに入社し、27年ごろに退職した。長い期間は勤務していなかった。」と証言している。

また、A社が保管している退職者リストには、申立人の退職日は昭和27年3月30日、退職前職名はD職と記されているが、これは、「A社では最後はD職だった。」という申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、A社における被保険者記録は、昭和26年2月16日資格取得、27年3月30日資格喪失と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、平成 11 年 3 月から同年 8 月末日まで、A社の派遣社員としてB社C部で勤務していた。A社では雇用保険のみの加入は認められず、健康保険及び厚生年金保険も一緒に加入しなければならなかった。雇用保険の失業等給付を受給していたことから、厚生年金保険にも加入していたはずである。雇用保険受給資格者証と平成 11 年分の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社同僚の証言及び申立人が所持している源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社からB社C部へ派遣されていたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間を含む平成 10 年 9 月 19 日から 12 年 8 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していることが市町村役場の回答から確認できる。

また、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 28 万円を基に計算した健康保険料額及び厚生年金保険料額並びに平成 11 年分源泉徴収票に記載された給与支払金額を基に計算した雇用保険料額の合計額は、当該源泉徴収票に記載された社会保険料の金額を大きく上回っていることから、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料に、申立期間に係る厚生年金保険料は含まれているとは考え難い。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 15 日から 38 年 12 月 17 日まで
② 昭和 39 年 8 月 18 日から 40 年 4 月 11 日まで

厚生年金保険の期間照会の回答では、A社とB社に勤務していた期間は昭和40年12月に脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

私は、実家近くのA社は結婚のために退職し、会社から脱退手当金の明細書をももらったわけでも説明があったわけでもないが、退職金の約10万円の中に脱退手当金が含まれているとつい最近まで思っていたので、結婚してから勤めたB社を退職した後にA社に勤めていた期間を含めて脱退手当金を受給しているという支給記録になっていることは納得できない。同社退職時に脱退手当金を受給していないのなら、同社及びB社の両方に係る脱退手当金をもらっていないか、又は支給記録が間違っているのではないかと思う。

いずれにしても脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る厚生年金手帳記号番号払出簿において、当該期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和40年11月20日に重複整理されたことが記載されている上、申立期間①に係る厚生年金手帳記号番号払出簿には、39年1月*日の申立人の婚姻に伴う氏名変更処理が40年12月15日に行われていることが記載されており、脱退手当金が同年12月2日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて、重複整理や氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の

支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月15日から37年4月1日まで
私は、現在は廃業しているが、兄が社長をしていたA社に昭和27年11月から48年10月まで継続して勤務していたが、当該期間のうち、29年1月15日から37年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっているので、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和29年1月15日から同資格を再取得した37年4月1日まで、健康保険には加入していなかった。」としており、その理由として申立人は、「事業主である兄から、お金がかかるから健康保険から抜いたので、医者にかかる時はお金を出すと言われた記憶がある。」と述べている。

また、事業主である兄は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得した昭和37年4月1日に初めて被保険者資格を取得しており、それ以前は厚生年金保険の被保険者となっておらず、A社において申立人と事業主は厚生年金保険の加入に関してほかの社員と異なる取扱いをしていたことがうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年1月15日に被保険者資格を喪失し、37年4月1日に喪失の時とは異なる厚生年金保険被保険者番号で被保険者資格を再度取得しており、資格の喪失の手続において不自然な点は見られない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かった。

申立期間の前に勤めたA社を退職した時には脱退手当金を受給した記憶はあるが、その後厚生年金保険を脱退しない方が良いということを知ったため、自分で受給手続をすることは考えたことは無く、また、B社を退職した時に会社で手続をしてもらった記憶も無いので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記載欄に脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年9月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前に勤務していたA社における8年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで
② 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

私は、昭和 56 年 1 月 1 日から 57 年 12 月 15 日まで、A 社（現在は、B 社）C 支社で継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、56 年 1 月 1 日から 57 年 5 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間が被保険者期間となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 56 年 12 月 28 日から 57 年 4 月 30 日までの期間について、A 社の在籍記録から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、「職員として登用する前に入社当初 4 か月の委嘱期間を設けており、この期間は委任契約期間のため厚生年金保険には加入させない取扱いをしていた。申立人に係る当該期間は、委嘱による委任契約期間であったため、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

また、当時 A 社の他支社に勤務していた同僚は、「入社後に試用期間があった。」と証言している。

さらに、申立期間①のうち、昭和 56 年 1 月 1 日から同年 12 月 28 日までの期間について、申立人が申し立てた際に D 年金事務所に提出した A 社 C 支社発行の退職証明書に記載されている入社日について、B 社は、「56 年 1 月 1 日は誤りで、正しくは同年 12 月 28 日である。」と回答している上、同僚調査からも当該期間に申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

申立期間②について、A社の在籍記録から、申立人が同社に勤務していることは推認できる。

しかし、B社は、「職員登用期間においても、営業成績によっては従業員を降格の上、嘱託編入させており、当該期間は委任契約期間とし、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていた。申立期間②において、申立人は、嘱託編入期間であったため、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

また、当時A社の他支社に勤務していた同僚は、「営業成績によっては降格して嘱託編入となる取扱いがあった。」と証言している。

さらに、E健康保険組合は、「被保険者情報の保存期間が経過しているため、申立人に係るE健康保険組合における健康保険の加入記録については、確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 39 年 4 月から同年 11 月まで、A 社に勤務していた。

しかし、A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社の事業主の姓名や仕事の内容を記憶していること、及び同僚が「申立人の勤務していた期間は覚えていないが、申立人を知っている。」と証言していることから、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶していた同僚 3 名はいずれも A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、その氏名を確認することができないことから、同社では従業員ごとに厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明なため、申立人の申立期間における資格の得喪等に係る届出及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 51 年 5 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金被保険者記録が無い。給与明細等は残っていないが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名を挙げている上司2名がA社の商業登記簿謄本において取締役として記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人が名を挙げた同僚も連絡先が不明なため、供述を得ることができない。

また、A社の元役員及び元従業員は、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと述べている上、オンライン記録により複数の元役員について、昭和36年4月から51年5月まで国民年金に加入し、保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 45 年 9 月 1 日まで
私は、A社の経営する「B」が開店したところに入社し、勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間になっていない。同社又は同社の親会社であるC社で厚生年金保険に入っていたはずなので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び上司の証言から、申立人が申立期間に「B」に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成2年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社については、昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、43年5月27日に適用事業所でなくなっており、再び適用事業所となったのは44年3月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた上司2名は、昭和45年12月21日からC社で厚生年金保険被保険者となっているが、それ以前の「B」に勤務していた期間については「厚生年金保険に加入していなかった。」、「国民年金に加入していた。」、「C社で厚生年金保険に加入するのは支配人格以上の者、課長、部長であった。」と証言している。

加えて、A社からは、「厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については国民年金への加入をお願いしていた。」旨の回答が得られている上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月31日から同年12月6日まで
A協会に昭和25年7月31日付けで嘱託として採用された辞令があるのに、同協会における厚生年金保険の被保険者期間は、同年12月6日からとなっているのは疑問であるので、調査して申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令及びB県が保管している人事記録により、申立人が申立期間においてA協会で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が前任者であったとする同僚はA協会において厚生年金保険の被保険者となっていない上、既に亡くなっていることから申立人の申立期間に係る保険料控除についての証言を得ることができない。

また、申立人は前任者であったとする同僚以外の同僚を記憶していないとしており、申立人が資格を取得した日(昭和25年12月6日)以前に、A協会の厚生年金保険の被保険者となっている者は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が資格を喪失した日(昭和26年4月25日)以降に資格を取得した者は「試用期間があり、厚生年金保険の加入については職種により異なる取扱いをされていた。」と証言していることから、A協会では、申立期間当時、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと推測される。

加えて、A協会は既に解散しており、その後継団体も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について照会をす

ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 11 月に臨時職員としてA社B所へ入社し、32 年 8 月末に退社した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、同社B所で勤務していた期間の記録が 2 か月しかないのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に、A社B所に臨時職員として勤務していたと述べている。

しかし、A社B所は、「水害により昭和 20 年から 36 年 7 月までの関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を滅失したため、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができないが、同社C所及び同社D所においては、臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は同僚の名字のみしか記憶していないことから、当該人物を特定することができず、A社における厚生年金保険の加入記録を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月5日から29年7月9日まで

私は、中学校卒業後、知人の紹介で船員になり、昭和24年11月5日に船員手帳が交付されると同時に甲板員として船舶A（後に所有者変更により船舶B）に乗船勤務したが、年金記録は29年7月9日の取得となっており、船員手帳の記録と相違しているため、その期間についての調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳及び同僚の供述から、申立人が申立期間に船舶A及び船舶Bに甲板員として複数回乗船していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同日に船員保険の被保険者資格を取得している同僚は、申立人と同様、中学校卒業後に、船員手帳が交付されると同時に船舶Aに乗船したと記憶しているが、船員保険の被保険者資格の取得まで3年ほどの期間がある上、当該期間の船員保険料控除について記憶していない。

また、申立人は、船員手帳の雇入契約の内容をもって、船員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員手帳の雇入日と雇止日の記載のある5か所のうち、船員保険被保険者の資格取得日又は資格喪失日と一致するのは2か所であるほか、船員保険の被保険者期間が雇入契約期間より3か月長い期間や1月短い期間があることから、船員手帳に記載されている雇入期間をもって、船員保険の被保険者期間の根拠とすることはできない。

さらに、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づき、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働

契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

加えて、船舶Bの所有者兼船長（所有する前は船舶Aの船長）は、船員保険の被保険者記録が確認できず、また、既に死亡していることから、申立期間当時の船員保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 15 日から 41 年 1 月 16 日まで
私は、昭和 37 年 2 月から 41 年 1 月 15 日まで、A社（現在は、E社）でG作業に従事していたが、厚生年金保険の記録では、39 年 3 月 15 日に被保険者資格を喪失したこととなっている。私は、義兄に師事し、同社のすべての現場のほか、申立期間前後に勤務した事業所においても、義兄と一緒に仕事をしていたが、義兄には申立期間に厚生年金保険の加入記録があるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びD社（申立期間後に勤務した事業所）の同僚は、申立人が申立期間において、義兄と勤務していた旨を供述している。

しかしながら、A社から提出された退職者一覧表において、義兄の退職日は昭和 41 年 1 月 15 日、申立人の退職日は 39 年 3 月 15 日となっており、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚の証言によれば、申立期間におけるA社を含む数社のF業者は、C社（現在は、B社）からの業務を請け負う形態で、下請会社、孫請会社、個人事業主等が混在する複雑な構造になっており、雇用形態も様々であったと述べている。

さらに、A社の同僚に聴取したところ、自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していないとする者が複数存在する。

加えて、申立人と同時期にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が被保険者となっている等の同業種の事業所についても、該当する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当た

らない。

また、B社も当時の関連事業者の記録について、資料の保存が無く不明としている。

さらに、義兄は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 6 月 25 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から平成 9 年 9 月 1 日まで

私は、A 高等学校定時制課程に通いながら同校の隣地にあった B 局に、昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 6 月 25 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和 44 年 4 月に C 社（現在は、D 社）、63 年 7 月に E 社を設立し、いずれも厚生年金保険の加入について税理士に委任しており、保険料も納付していたが、厚生年金保険の記録では D 社での平成 9 年 9 月 1 日以降の記録のみとなっており、申立期間について厚生年金保険の加入が確認できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B 局における業務内容及び事業所の所在地について詳細に記憶していることから、申立人が当該期間において同局に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある複数の同僚は、正式に公務員として任用されるまでの条件附任用期間において厚生年金保険に加入したと供述している。

また、非常勤職員として採用され厚生年金保険に加入したと供述している同僚が複数確認できるものの、そのうちの聴取できた者はすべて、高校卒業後に入局したと述べている。

さらに、申立人が記憶する A 高等学校定時制課程に通いながら勤務していた同僚は、当該期間において、B 局における厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、B局は、当時の関係資料を保管していないと回答している。

申立期間②について、商業登記簿謄本により、申立人は、D社の前身のF社及びG社において昭和54年2月から現在まで、E社において63年7月から現在まで、代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び年金事務所の事業所名簿において、D社及びE社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、D社が平成9年9月1日に適用事業所となっていることが確認できる。

また、D社の平成9年9月1日の厚生年金保険新規適用時において、被保険者として適用されているのは申立人のみであり、申立人は昭和44年4月から63年4月1日までの間には従業員はいなかったとしていることから、同社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は昭和47年6月からH国民健康保険組合（以下「H国保」という。）に加入しているところ、平成9年9月1日のD社の厚生年金保険新規適用に際し、同社から管轄社会保険事務所（当時）に対し、健康保険被保険者適用除外承認申請書が提出されていることが、当該申請書から確認できる。

加えて、申立人は、D社及びE社の厚生年金保険の適用手続等について、顧問税理士に委任していたと供述しているが、当該税理士は申立人から当該手続について、依頼を受けた記憶は無く、手続を行っていないと供述している。

また、申立人から提出のあった平成元年から8年までの確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、該当年度のH国保保険料額とほぼ一致していることから、当該社会保険料控除額に、厚生年金保険料が含まれているとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 14 日から 41 年 12 月 28 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金の支給済みの記録になっていた。また、B社C工場及び同社D工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間も脱退手当金の支給済みとの記録になっていた。2回ともに手続も受領した覚えもないので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、申立期間①については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されていることが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月5日に支給決定されており一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人のB社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間に係る脱退手当金について申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月 1 日から 62 年 2 月 28 日まで
② 昭和 62 年 6 月 3 日から 63 年 8 月 25 日まで

昭和 60 年 5 月から 63 年 8 月までのねんきん特別便の年金加入履歴で漏れている期間があるので、ハローワークで被保険者総合照会をしたところ、A社とB社での雇用保険の加入記録が出てきた。当時、政府管掌健康保険と国民健康保険では、1割と3割で負担が違う時期だったので政府管掌健康保険に加入している会社に就職した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①及び②においてA社及びB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社については適用事業所記号簿に記載が無く、事業所名簿検索システムにも該当事業所の記録が無いことから、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元取締役は、「A社は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、同氏は、当該期間において国民年金に加入していることが確認できる。

B社については適用事業所記号簿に記載が無く、事業所名簿検索システムにも該当事業所の記録が無いことから、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の元事業主及び元取締役は連絡先不明のため、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況や保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月まで A 社に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた A 社の取締役社長及び取締役部長の名刺並びに申立人の仕事の内容についての詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 5 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の取締役社長は既に死亡しているため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記の取締役部長は、「A 社の健康保険は業界の国民健康保険組合に加入しており、年金は各自が国民年金に加入していたので、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料も無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 10 月 20 日まで
② 昭和 22 年 8 月 23 日から 23 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 県の B 社会保険事務所（当時）に調べてもらったところ、昭和 19 年 10 月から 22 年 12 月まで旧姓で C 社に勤務していたとの回答を得たが、厚生年金保険の被保険者記録が訂正されたのは 21 年 10 月 20 日から 22 年 8 月 23 日までの期間のみであった。

また、私は、昭和 32 年 10 月から 37 年 8 月まで D 社 E 支社 F 支部に勤務していたが、34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が漏れている。

いずれの申立期間も継続してそれぞれの会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B 社会保険事務所の職員から、昭和 19 年 10 月から 22 年 12 月までの期間、旧姓で C 社に勤務していたという回答を得たと主張しているが、C 社の後継事業所である G 社は、H 社と合併後、平成 10 年 4 月に G 社となっており、「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人が、申立期間①及び②において C 社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人が C 社に同じころに入社し、同じころに退職したと記憶している同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 21 年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22 年 7 月 10 日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、同僚から聴取したものの、申立人が当該期間にC社に勤務していたとする証言を得ることができなかった。

申立期間③について、D社の回答から、申立人が同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「当該人事関係の資料は残っていないが、社会保険料徴収台帳の記録から、申立人は、申立期間③において、正社員から嘱託社員へ勤務形態を変えて勤務していたのではないか。」と回答しているところ、同社保管の社会保険料徴収台帳の記録から、申立人が同社E支社で昭和32年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年4月1日に同資格を喪失後、同年7月1日に同社E支社で同資格を再取得し、37年9月1日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、上記台帳において、当該期間は、社会保険料徴収済の印が押されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月17日から7年3月1日まで
私は、平成元年7月17日から7年2月28日までA社でB職正職員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る記憶から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成8年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しているため、同事業主の妻に照会したところ、同氏は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年1月1日であり、申立人が勤務していたころは適用事業所ではなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時A社に勤務していたB職及びC職に照会したところ、うち1名は、「平成2年ごろから同社に勤務していたが、8年に同社で厚生年金保険に加入する前は、各自国民年金に加入することになっていたように思う。」と証言している。

このほか、同僚からは申立期間において、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言が得られない上、申立人も申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 2 月ごろまで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 3 月ごろまで
厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 2 月ごろまでの期間及び 36 年 6 月 1 日から 37 年 3 月ごろまでの期間の記録が無い。A 事業所（現在は、B 事業所）には、32 年 6 月ごろから 35 年 2 月ごろまで継続して勤務していた。また、C 事業所（現在は、D 事業所）には、35 年 4 月ごろから 37 年 3 月ごろまで継続して勤務していたため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 事業所が提出した人事記録の写しにより、申立人が、昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで継続して A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①については、B 事業所が提出した人事記録の写し及び組合員原票の写しにより、申立人は、E 共済組合の組合員であったことが確認できる。

申立期間②について、D 事業所が提出した人事記録の写しにより、申立人は、昭和 35 年 4 月 21 日から 37 年 3 月 5 日まで継続して C 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間②については、D 事業所が提出した人事記録の写し及び組合員原票の写しにより、申立人は、E 共済組合の組合員であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 6 月 20 日まで

私は、昭和 48 年 4 月に A 社へ入社し、正社員として勤務した。同社では 49 年 6 月まで勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の元事業主は、「当時は個人事務所だったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答しており、オンライン記録において、申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、上記の元事業主は、申立期間において同社と同じ場所にあった B 社（代表者は A 社と同じ人物）で厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、申立人は B 社では勤務していなかったと証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から31年1月22日まで
社会保険事務所(当時)で、A社に勤務していた期間の年金記録を確認した際に、当該期間については脱退手当金として支給済みであるということを知った。

随分昔のことなので、資料等は保管していないが、私は脱退手当金を一切受給していないので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年1月22日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている117名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、64名において脱退手当金の支給記録が確認でき、うち55名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されている。

また、上記に該当する者で連絡が取れた者のうち1名は、「事業主から脱退手当金制度に関する説明を受け、退職金に上乗せされて受給した。」としており、もう1名は、「説明があったかどうかについては記憶していないが、退職金に上乗せされて受給した。」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金を支給したことが記録されており、支給額はオンライン記録と一致して

いる上、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年3月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

私は、職業安定所の紹介で昭和 46 年 9 月初めに A 社に入社し、同社 B 工場に 48 年 1 月末まで勤務していた記憶がある。最初の 3 か月間は臨時職員であり、その後、本採用になった。本採用後は厚生年金保険料が控除されていたと思うが、オンライン記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。納得できないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 9 月ごろ A 社 B 工場に入社した後、3 か月の臨時工の期間を経て、同年 12 月 1 日に本採用になったと主張している。

しかし、同僚は、「臨時職員の期間は、人によってまちまちで、2 年ぐらいの者もいた。」と述べている。

また、申立人が同僚として氏名を挙げている 2 名のうち 1 名及び姓のみを記憶している同僚として挙げている 5 名のうち 2 名については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者としての記載が無いことから、同社では、厚生年金保険について、従業員ごとに異なる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A 社 B 工場に勤務していた同僚 21 名に対して照会を行ったが、申立人を記憶する者がおらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 8 日から 32 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 28 年に中学校を卒業し A 社（現在は、B 社）に就職した。すぐに高校の夜間部に入学し、4 年間働きながら通い、高校を卒業した 32 年 3 月に次の会社に就職した。しかし、厚生年金保険の記録によると、30 年 9 月 8 日から 32 年 3 月 1 日までの期間が被保険者となっていない。夜間高校に通いながらずっと働いており、申立期間の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 4 月に A 社に入社し、定時制高校を卒業した 32 年 2 月末まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人が通学していた高等学校の保管する生徒指導要録によると、職業的発達記録の 1 年及び 2 年の欄には、「A 社に勤め、興味を以て働いている。」と記載されているが、3 年及び 4 年の欄には記載が無い。

また、B 社は、申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料が無いため、申立人の厚生年金保険料控除については不明であるとしている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した 21 名の同僚のうち 16 名は、申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間に勤務していたとする証言を得ることができない。

加えて、申立人は、当時一緒に勤務していたとする上司、会社の 2 階に住んでいたとする同僚及び自転車通勤していたとする同僚を記憶しているが、これらの者は、死亡又は連絡先が不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、聴取することができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月ごろから 34 年 1 月ごろまで
転居に伴って転職し、昭和 33 年 5 月ごろ A 社に入社し、34 年 1 月ごろ B 社に入社するまで勤務していた。自分の手帳にもそう書かれているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その所持する昭和 38 年の手帳に、申立期間に A 社に勤務したとする記載があること、及び申立人の勤務地や仕事内容の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A 社での同僚を記憶していないことから照会ができず、同社は当時の資料が無い上、事業主が交代しているため申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、申立人及び申立期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の者は、当時の従業員数は 10 名から 15 名であったとしているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社の厚生年金保険被保険者数は 7 名から 10 名であり、従業員のすべてが被保険者となっていない状況がうかがえる。

さらに、申立人が、当該事業所において、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月から21年3月まで

A学校（現在は、B学校）でC職員として勤務していた昭和20年6月から21年3月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は共済組合には加入していなかったが、厚生年金保険に加入していたと思う。勤務していたことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有している写真から、申立人がA学校に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A学校は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法において、地方公共団体の事務所が厚生年金保険の適用事業所となるのは昭和29年5月1日以降である。

さらに、D市役所は、A学校の人事名簿等の資料を保管してないと回答している上、申立人は、写真に写っている同僚の名前を覚えておらず、申立てに係る証言を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 2 月 28 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、同年 2 月 21 日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間に係る厚生年金保険料の控除もされていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 2 月 28 日まで A 社に勤務していたと述べているが、同社から提出された退職願の写し及び従業員名簿の写しには、申立人が同社を退職した日は、同年 2 月 20 日と記載されている。

また、申立人に係る雇用保険の記録では、A 社における離職日が平成 2 年 2 月 20 日となっている上、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）により、申立人の厚生年金基金の資格喪失日は同年 2 月 21 日であることが確認でき、これらはオンライン記録と一致する。

さらに、申立人は当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月ごろから30年5月ごろまで
② 昭和33年2月1日から35年12月1日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、昭和25年1月ごろから30年5月ごろまでの期間及び33年2月1日から35年12月1日までの期間の記録が無いが、当該期間は事業主であるB氏の要請により、A社に勤務していた。同社の事業が拡大発展するようになり、途中から健康保険被保険者証が交付され、病気の際に使用した記憶がある。都合により一時同社を退職したが、B氏の強い要請により32年5月に復職し、36年4月まで継続して勤務していた。いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間において厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和30年7月1日に適用事業所となっており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立人は、入社当時の社員数は3人であったと述べていることから、当時、同社は厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、A社に勤務していた元社員の証言により、申立人が当該期間において、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿から、同社は昭和 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、35 年 12 月 1 日に再度適用事業所となっており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記元社員を含む複数の元社員が、当該期間においては、会社は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日から A 事業所において非常勤の職員として勤務していたが、平成元年 3 月 31 日に退職し、同年 4 月 1 日からは他事業所において勤務をした。そのため、この期間に厚生年金保険の記録が 1 月欠落していることは不自然であり、A 事業所における資格喪失日は同年 4 月 1 日となるべきところ、同年 3 月 31 日となっていることは、国立であった同事業所側が厚生年金保険料を滞納することは常識では考えられないため、社会保険庁（当時）の手続の間違ひであると思われる。この期間を調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された申立人の人事記録によると、申立人について「平成元年 3 月 30 日限り退職した」との記載がある。

また、申立人が保管している退職手当決定通知書に、A 事業所における退職手当の支給日が平成元年 3 月 31 日と記載されているところ、同事業所は退職手当の支給日は退職日の翌日としていたと回答している。

さらに、A 事業所は、非常勤の職員については、退職日を各年度末の前日とし、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を年度末とする取扱いであったことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 21 日まで
② 昭和 41 年 4 月 15 日から同年 8 月 8 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 8 日から同年 11 月 13 日まで
④ 昭和 41 年 12 月 21 日から 42 年 4 月 23 日まで
⑤ 昭和 42 年 4 月 24 日から 44 年 12 月 30 日まで

私の年金記録を調べたところ、申立期間については、既に脱退手当金が支給された記録となっていた。

しかし、当時の私は脱退手当金の制度も知らず、A社の退職金をもらった覚えはなく、脱退手当金を請求した覚えもないので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和 45 年 5 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで
私は、申立期間はA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が前年より下がっているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「標準報酬月額が前年より下がっているのはおかしい。」として、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、A社の保管する健康保険被保険者台帳に記載されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同社は、同台帳の記載に基づいて保険料を控除していたものと思われると回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、標準報酬月額が前年よりも下がっている被保険者が複数確認できる。

さらに、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、A社のほかの同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和61年10月1日の標準報酬月額は、「380千円」と記載されているが、訂正等の不自然な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月ごろから32年5月ごろまで
私は、昭和30年6月ごろ義兄の紹介でA社B工場に入社し、32年5月ごろまで勤務していた。義兄はD職として勤務し、厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私が被保険者となっていないのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社B工場における厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚が、申立人のことを覚えていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の複数の同僚は、当時の雇用形態について「正社員のほかに臨時職員もいた。臨時職員は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、そのうちの一人の同僚は、「私は、入社後1年半は見習期間で日雇だった。その後正社員になり、厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入する前は保険料は控除されていなかった。」としている。

また、申立人に入社を勧め、A社B工場における厚生年金保険の被保険者記録がある義兄は既に亡くなっていることから、申立人の入社時期及び雇用形態について聴取することができない上、申立人は、自身が正社員だったか臨時職員だったか覚えておらず、また、給与明細書を見た記憶が無く厚生年金保険料が給与から控除されていたか否か分からないとしている。

さらに、A社の後継会社であるC社は、申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料が無いとため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。